

事務処理マニュアル

【専用水道】

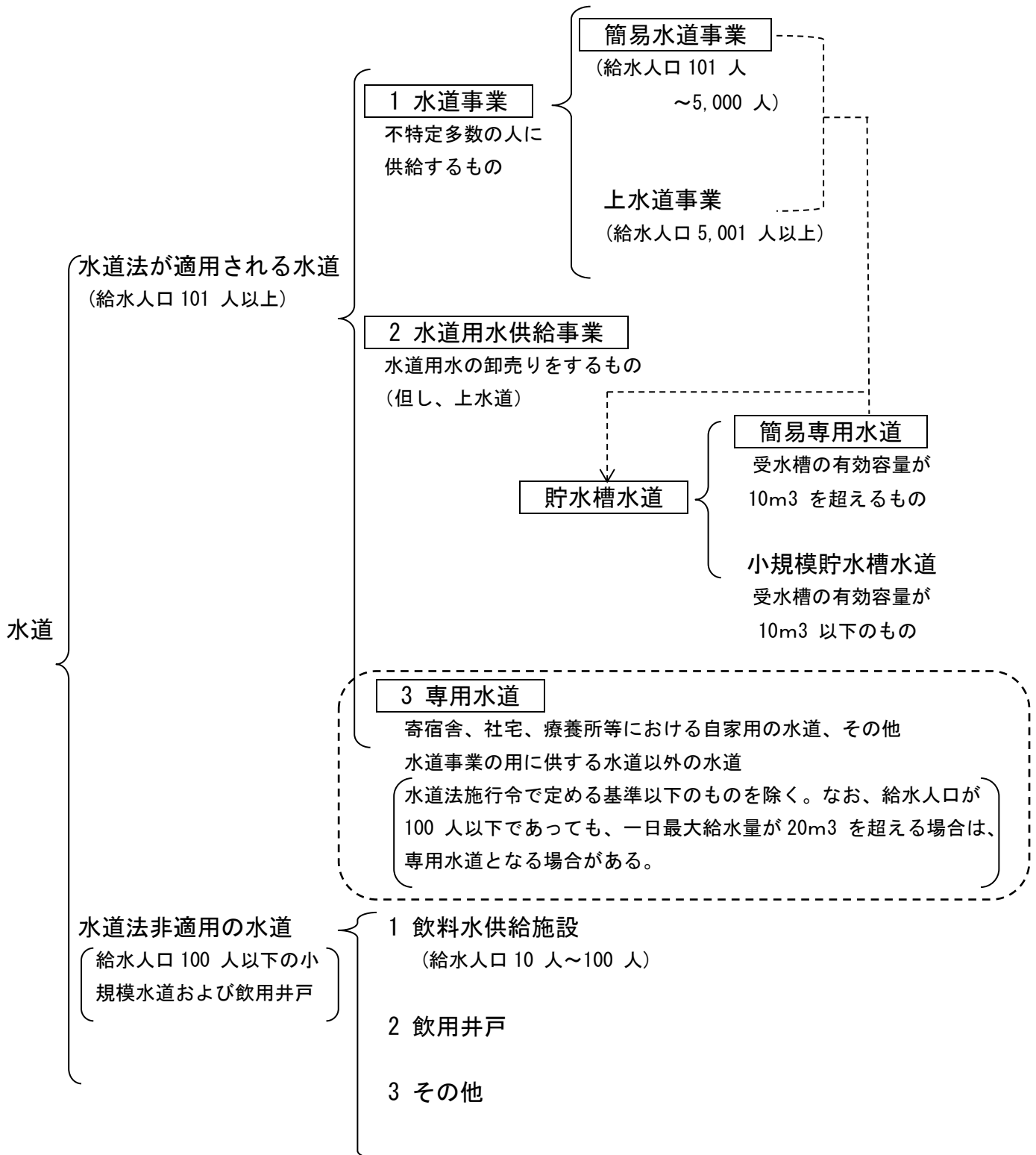
令和3年12月

大津市保健所 衛生課

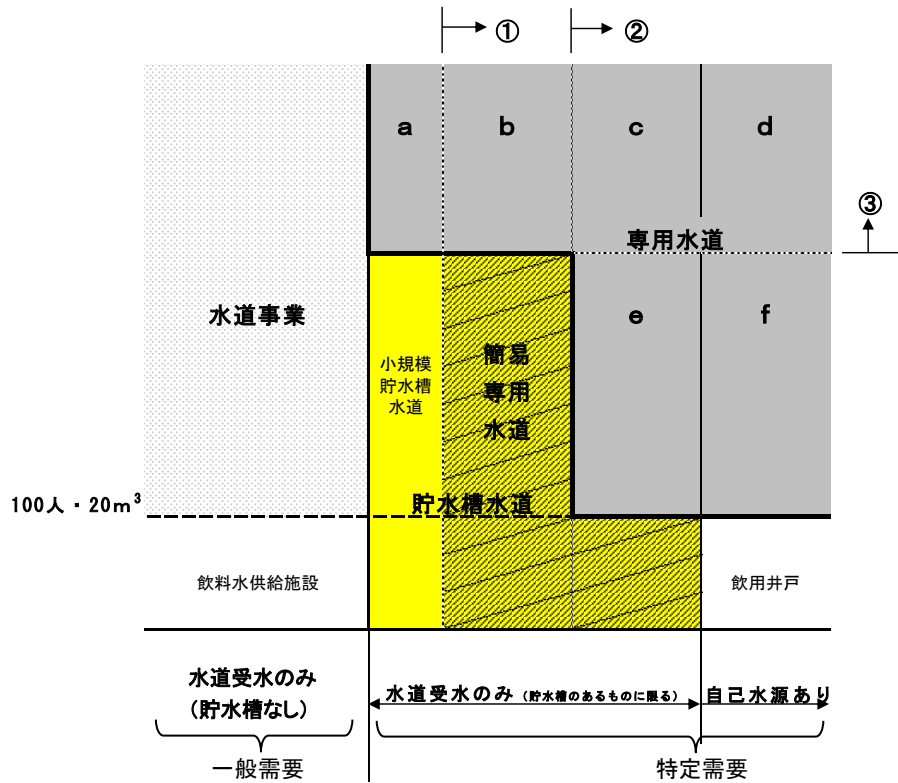
I	水道の種類	1
II	事務処理	3
II-1	専用水道について	
II-2	専用水道該当施設検索フロー図	
II-3	新規専用水道Q & A	
II-4	専用水道の事務手続き	
II-5	専用水道の事務手続きフロー	
II-6	確認申請書チェック表	
III	専用水道の設置者の責務	15
別紙1	給水前の届出及び検査の実施	
別紙2	水道技術管理者の設置	
別紙3	専用水道の設置者として必要な水質検査	
別紙4	健康診断の実施	
別紙5	衛生上の措置	
別紙6	水道施設の維持および修繕	
別紙7	給水の緊急停止	
別紙8	業務の委託	
○	専用水道申請書等様式	35

I 水道の種類

(は水道法上の用語)



○専用水道と簡易専用水道



- [施設要件]
- ① 水槽容量が10m³を超えるもの
 - ② 建築物外の地中又は地表の水槽容量が100m³を超えるもの
 - ③ 地中又は地表の口径25mm以上の導管の全長が1500mを超えるもの

●専用水道：a～fのブロック

1 居住人口101人以上または一日最大給水量が20m³を超えるもの

1 水道受水のみで貯水槽のあるもの

(1) 地中又は地表の口径25mm以上の導管の全長1500mを超えるもの→専用水道 (a)～(c)

(2) 地中又は地表の口径25mm以上の導管の全長1500m以下のもの

- ア 水槽容量10m³以下のもの→小規模貯水槽水道
- イ 水槽容量10m³～100m³のもの→簡易専用水道
- ウ 水槽容量100m³を超えるもの
 - (ア) 六面点検が可能なもの→簡易専用水道
 - (イ) 六面点検が不可能なもの
 - ① 建築物内にあるもの→簡易専用水道
 - ② 建築物外にあるもの→専用水道 (e)

2 自己水源があるもの→専用水道 (d) 及び (f)

2 居住人口100人以下および一日最大給水量が20m³以下のもの

1 水道受水のみで貯水槽のあるもの

- (1) 水槽容量10m³以下のもの→小規模貯水槽水道
- (2) 水槽容量10m³を超えるもの→簡易専用水道

2 自己水源があるもの→飲用井戸

II 事務処理

II-1 専用水道について

1 専用水道の定義

「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道、その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次のいずれかに該当するものを言う（法第3条第6項）。

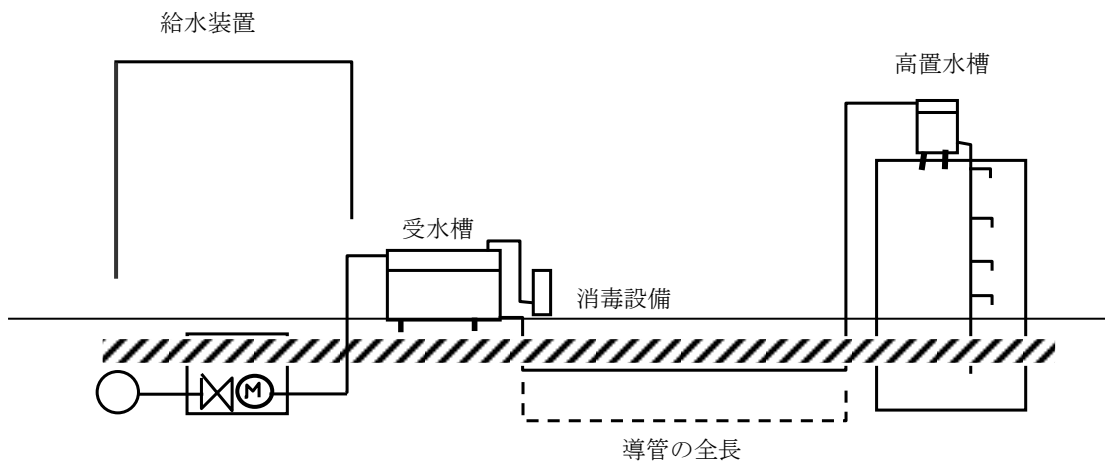
- (1) 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- (2) 居住人口の有無にかかわらず、その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量）が20m³を超えるもの。ただし、人の飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用に供する目的のために使用する水量であって、次のいずれかに該当するものを除く。（施行令第1条・施行規則第1条）
 - ① 公衆浴場及び旅館等の共同浴場並びにこれらの付帯設備の用に供するもの
 - ② プール及びその付帯設備の用に供するもの
 - ③ 食品等の製造工程の用に供するもの
 - ④ 空調の用に供するもの
 - ⑤ その他、住居以外の場所において人の飲用に供されるおそれのないもの

算定対象外			算定対象水量		
公衆浴場用 工業用水	食品製造工程 用（飲食店等）	空調用 プール用など	厨房用・炊事用 など	洗面・手洗い ユニットバス用など	その他 生活の用

ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とする場合にあっては、その水道施設のうち地中又は地表に設置されている部分の規模が次のいずれかに該当するものであること（法第3条第6項・施行令第1条）。

- ① 建築物外の地中又は地表に設けられた受水槽の有効容量の合計が100m³を超えるもの。（六面点検が可能な水槽は、有効容量にかかわらず専用水道に該当しない。）
- ② 地中又は地表に設けられた口径25mm以上の導管の全長が1,500mを超えるもの。（導管の長さの算定は、受水槽から給水栓までの管を対象とし、他の水道から当該受水槽までの管は含めない。）

○ 他の水道から受水する場合の専用水道施設



2 一日最大給水量の算定方法

一日最大給水量は次の順位により算定するものとする。

- (1) 設計上の必要水量
- (2) 設計上の必要水量が存在しない場合は、当該施設の揚水又は取水量、水道からの受水量等から算出した水量
- (3) (2) の場合において、揚水量（受水量）等の全部又は一部が不明な場合、不明な部分については実測等によるほか、実績使用者数、一日平均使用時間、単位給水量等（参考文献参照）を勘案して算出した水量

※ 参考文献

- ・ 空気調和・衛生工学便覧4 給排水衛生設備設計編
「建物種類別単位給水量・使用時間・人員表」（資料）
- ・ 建設省大臣官房官庁営繕部監修 建築設備設計基準・同要領第5編給排水設備
「建築の用途による1人当たり使用水量・使用時間表」
- ・ 簡易水道国庫補助に係る施設基準（水道事業部実務必携参照）
- ・ 日本工業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3 3 0 2）など

【参考】

「居住に必要な水を供給するもの」とは、飲用、炊事、洗濯その他継続的な日常生活を営むために必要な水を供給することをいう。居住とは、滞在と異なり継続的であることを要し、通常、療養所入所者は居住者であるが、普通の病院の入院患者は居住者でない。また、旅館の宿泊客は、滞在者であって居住者でなく、旅館の従業者で旅館に住み込む者は居住者である。

期間の判断について、3、4ヶ月以上の入院又は収容は居住と見るべきという判断が示されている（水道法の疑義応答については問29、昭和33年9月25日衛水第44号）。

また、「分譲住宅等の水道の取り扱いについて」は昭和41年5月28日環水第5054号で厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長から通知されている。

また、導管の全長及び水槽の容量の算定に当たっては、通常地表からの浸水等によるおそれのない程度に支柱等によって高く設けられた導管や水槽は含まない。この除外規定は、他の水道から給水を受けた水は、既に消毒済みの水であるので、当該専用水道に受け入れた後、汚染を受けることが少ないと見なし得る施設については専用水道として水道法の強い規制を及ぼすことが不適當であると判断され設けられたものである。（水道法逐条解説より）

[資料]

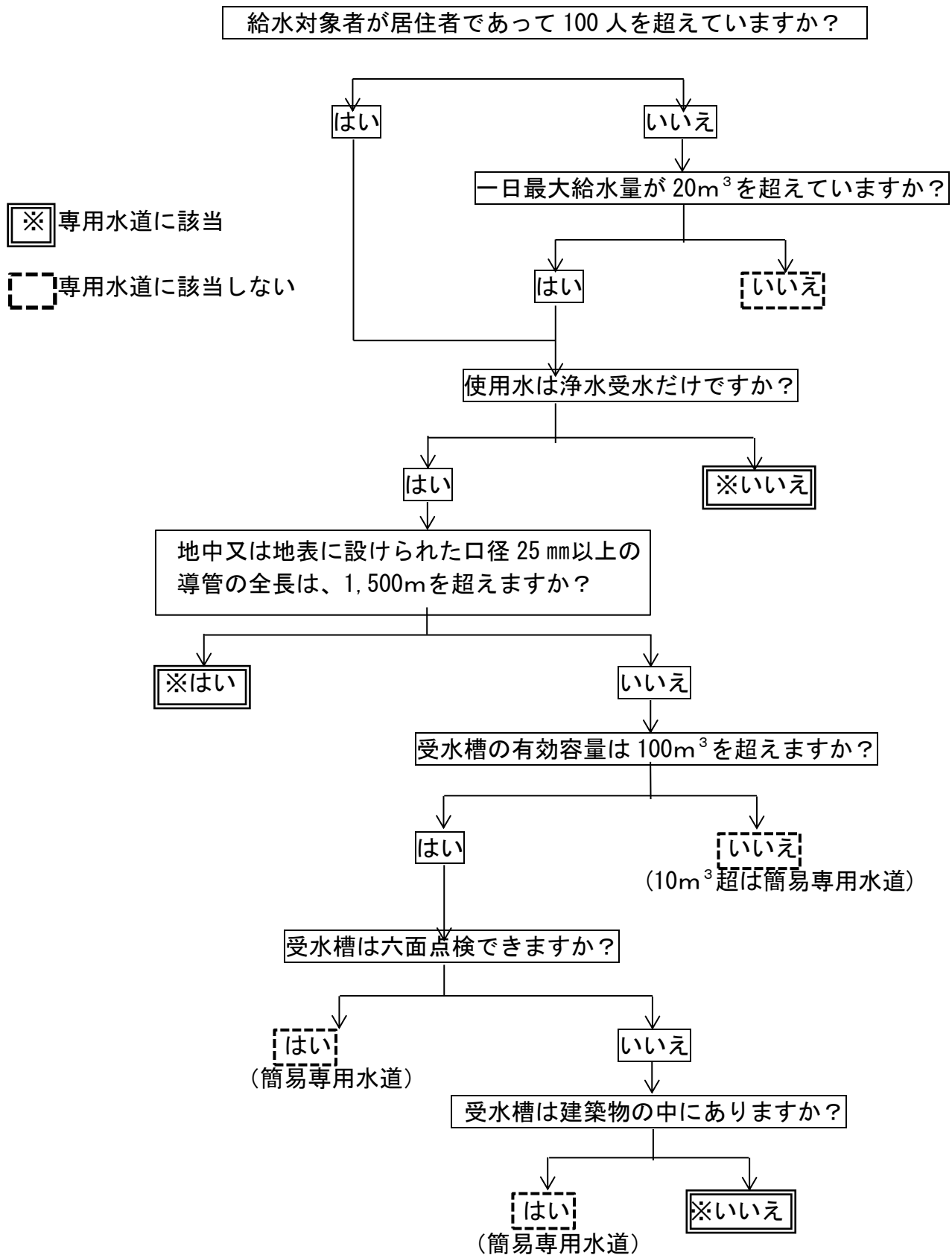
■建物種別単位給水量・使用時間・人員表

(空気調和・衛生工学会便覧 4 給排水衛生設備設計編)

建物種類	単位給水量 (1日当たり)	使用時間	注記	有効面積当たりの人員 など	備考
戸建住宅	200~400 L/人	10	居住者1人当 り	0.16人/m ²	
集合住宅	200~350 L/人	15		0.16人/m ²	
独身寮	400~600 L/人	10	居住者1人当 り 居住者1人当 り		
官公庁・ 事務所	60~100 L/人	9	在勤者1人当 り	0.2人/m ²	男子50L/人、女 子100L/人、社員 食堂、テナント等 は別途加算
工場	60~100 L/人	操業時間 +1	在勤者1人当 り	座作業0.3人/m ² 、立作 業0.3人/m ²	男子50L/人、女 子100L/人、社員 食堂、シャワー等 は別途加算
総合病院	1500~3500 L/床 30~60 L/m ²	16	延べ面積1m ² 当 たり		設備内容等により 詳細に検討
ホテル全体	500~6000 L/床	12			同上
ホテル客室 部	350~450 L/床	12			客室部のみ
旅館	200~300 L/人	12	来客含む		
保養所	500~800 L/人	10			
喫茶店	20~25 L/客 55~130 L/ 店舗m ²	10		店舗面積には厨房面積 を含む	厨房で使用される 水量のみ、便所洗 浄水等は別途加算
飲食店	55~130 L/客 110~530 L/ 店舗m ²	10		同上	同上 定性的には、軽 食・そば・和食・ 洋食・中華の順に 多い
社員食堂	25~50 L/客 80~140 L/ 店舗m ²	10		食堂面積には厨房面積 を含む	同上
給食センタ ー	20~30 L/食	10			

建物種類	単位給水量 (1日当たり)	使用時間	注記	有効面積当たりの人員 など	備考
デパート・スーパーマーケット	15~30 L/m ²	10	延べ面積1m ² 当たり		従業員分・空調用水を含む
小・中・普通 高等学校	70~100 L/人	9	(生徒+職員) 1 人当たり		教師・従業員分を含む、プール用水 (40~100 L/人は 別途加算)
大学講義棟	2~4 L/m ²	9	延べ面積1m ² 当たり		実験・研究用水は 別途加算
劇場・映画館	25~40 L/m ² 0.2~0.3 L/人	14	延べ面積1m ² 当 たり 入場者1人当た り		従業員分・空調用 水を含む
ターミナル 駅	0.2~0.3 L/人	16	乗降脚1000 人当たり		列車給水・洗車用 水は別途加算
普通駅	3 L/人	16	同上		従業員分・多少の テナント分を含む
寺院・教会	10 L/人	2	参加者1人当た り		常駐者・常勤者分 は別途加算
図書館	25 L/人	6	閲覧者1人当た り	0.4人/m ²	常勤者分は別途加 算

II - 2 専用水道該当施設検索フロー図



II-3 新規専用水道Q & A

1. 専用水道適用の解釈について

Q1 結核病院等の長期療養施設は居住人口で専用水道を判断するか。

A1 居住人口が100人を超えていれば専用水道になる。しかし、100人を超えていなくても一日最大給水量が20m³を超えていれば対象となる。
(適用除外にも該当しない場合)

Q2 飲料水供給施設は専用水道となるか。

A2 市町村営等の公営の飲料水供給施設は一般の需要に応じて飲料水を供給するものであり、専用水道の概念には含まれないため専用水道とはならない。ただし、地区営民営等についてはその限りではなく専用水道になり得る。

2. 一日最大給水量の算定対象範囲について

Q3 算定対象及び対象外の例を示されたい。

A3

算定対象	算定対象外
飲用 洗面用・手洗い用 炊事用・厨房用 浴用など	空調用 食品製造工程用 プール用(シャワー等付帯施設含む) 多数人(5人程度以上)が同時に利用する浴場用(カラン等付帯施設を含む) トイレ洗浄用など

Q4 散水や魚・野菜を洗う水は対象外か。

A4 飲用に供されるおそれが全くなければ対象外であるが、飲用に供される恐れがあれば対象となる。

Q5 飲食店で客に出す飲食物を調理するための水は事業用(食品製造工程用)になるか。

A5 基本的に、対象施設(例 飲食店、旅館等)の利用者(例 従業員、客等)が施設内で消費(飲食)するために調理するための水は、生活用水であり算定対象(厨房用)となる。食品製造工程用とは、食品を製造し製品として販売(例 コカコーラ等)するもので、その食品を製造する工程で使用する水であり事業用として対象外とする。

Q6 弁当・惣菜を作っているところの水量はどのように考えるか。

A6 弁当・惣菜を作る水は、食品製造工程で使用する水量であり、対象外とする。しかし、食品製造以外で使用する生活用水(例 従業員のための厨房用)は対象とする。

Q7 プールに付属する飲食店・事務所等で使用する水量は対象となるか。

A7 飲食店・事務所等の使用する水量で、厨房用・飲用に該当するものは対象となる。

Q8 病院の風呂の取り扱いとは？

A8 入院患者の病院での生活用水であるので対象である。ただし、多人数(5人程度以上)が同時に入浴するものを除く。

Q9 事業所の風呂の取り扱いとは？

A9 従業員の労働前後における浴用についても生活用であるので対象である。ただし、多人数(5人程度以上)が同時に入浴するものを除く。

Q10 旅館の客室の風呂の取り扱いは？

A10 客室での給水は浴用も含めて滞在期間における生活用水であり対象とする。大浴場は公衆浴場と同様、大量の水を飲用以外の目的に使用する施設の特異性から対象外とする。

Q11 手洗い付きトイレの取り扱いはどうなるのか。

A11 手洗い付きトイレは、洗浄用が主たる目的ではあるが、手洗い用でもあるので対象となる。

3. 一日最大給水量の算定方法について

Q12 揚水量(受水量)等の全部または一部が不明な場合、不明な部分については実測等によるほか、実績使用者数、一日平均使用時間、単位給水量等を勘案して算出するとあるが、例えば、参考文献である「空気調和・衛生工学便覧4 給排水衛生設備設計編」の「建物種類別単位給水量・使用時間・人員表」(資料1)の1日当たり単位給水量は数値に幅があるが、どの数値を適用すればよいのか。

A12 「建物種類別単位給水量・使用時間・人員表」(資料)は、用途別に建物を建築する場合に、用途毎の給排水衛生設備を設計するための指針値であり、範囲設定されている単位給水量のどの数値を適用するかは一概に言えない。設置者が、実績使用者数、一日平均使用時間とともに単位給水量を適切に設定するためのあくまで参考とされたい。従って、範囲設定されている数値から著しくはずれていなくて、合理的であると判断できれば、その数値は妨げないものとする。設置者が全く判断できない場合には、中間値(例 工場 80リットル/人)を適用しても差し支えない。

4. 水道技術管理者について

Q13 専用水道に該当すれば、水道技術管理者の設置が義務付けられるが、資格要件等を整理して示してほしい。

A13 水道技術管理者の資格については、本マニュアル別紙2に示されているので参考とすること。また、一日最大給水量1,000m³以下であって、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水できる専用水道における水道技術管理者については資格を必要としない特例があるが、水道技術管理者を置かなければならないことに変わりはない。

Q14 専用水道の管理に関する技術上の業務の委託はできるのか。

A14 専用水道の設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を当該業務を適正かつ確実に実施することができる者に委託することができる。(詳しくは別紙8を参照。)

(1) 委託の基準

- ① 技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託すること。
- ② 書面による委託契約を行うこと。

(2) 受託者の条件

- ① 受託業務を行うに足る経理的及び技術的基礎を有すること。
- ② 水道法第19条に定める水道技術管理者の資格を有すること。

(3) 専用水道の設置者と受託者の責任関係等

委託された業務の範囲内において、水道業務受託者を専用水道の設置者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなし適用される。また、この場合、委託された業務の範囲内において、専用水道の設置者及び水道技術管理者には、これらの規定は適用されない。

(4) 委託の届出

専用水道の管理に関する技術上の業務を設置者が第三者に委託した場合には、設置者から様式—5の「専用水道業務委託(解除)届」の届出が必要。

Ⅱ－４ 専用水道の事務手続

1) 専用水道の布設工事の確認

(1) 確認（確認の変更）とは

水道法第32条には、「専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事（市長）の確認を受けなければならない。」と定められている。

この場合の布設工事とは次の工事を指す。

- ① 水道施設の新設
- ② 1日最大給水量、水源の種別、取水地点または浄水方法の変更に係る工事
- ③ 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備または配水池の新設、増設または大規模の改造に係る工事

(2) 確認申請・審査

- ① 確認申請を行う前に事前協議を行う。
- ② 「専用水道布設工事確認（変更）申請書（様式－1）」を参考に、工事着工前に確認申請する。（記載事項・添付資料など要確認）
- ③ 保健所は、Ⅱ－6確認申請書チェック表（P12参照）を参照し記載事項等を確認する。また、設備が水道法第5条及び水道施設の技術的基準を定める省令に規定される施設基準に適合するものか審査する。
- ④ 基準に適合することが確認できれば、保健所は様式－2により確認の通知を行う（確認申請受理後30日以内に）。その後工事着手となる。

(3) 確認の変更について

申請から給水開始までの手続については、「専用水道の事務手続きフロー」の確認申請の場合と同様の手続が必要である。

(4) 確認申請が必要ない場合

- ① 設置当初に確認を受けたもので、居住者が常時100人以下かつ、一日最大給水量が20m³以下となり、専用水道に該当しなくなったものが、再び居住者が常時100人を超え、または一日最大給水量が20m³を超えるようになった場合。
- ② 段階的建設により既に確認済みの施設を増設する場合。ただし、増設するまでに相当の期間がおかれる場合、当面建設する部分のみを対象として確認申請を行う。なお、相当の期間とは、おおむね3年以上を目安とする。

法第32条の専用水道の確認に関する規定は、工事をする際の規定であるので、上記①のように新たに工事を行わない場合には適用されないが、専用水道に該当するようになった施設が基準に適合しない場合は、保健所は法36条の改善命令の規定によって措置する。

2) 確認申請書の記載事項に変更があった場合

「申請者の住所及び氏名（主たる事務所の所在地及び名称、並びに代表者の氏名）と水道事務所の所在地」等に変更がある場合は、「専用水道布設工事確認申請書記載事項等変更届書（様式－6）」を提出する必要がある。

3) 水道法の適用除外等

専用水道は、常時 100 人を超える居住者に給水を行う、または一日最大給水量が 20m³ を超える施設であるが、何らかの理由で居住者が 100 人以下かつ、一日最大給水量が 20m³ 以下となった場合などは、その施設は専用水道ではなくなる。

前述の事例が生じた場合は「水道法適用除外届（様式－7）」の提出が必要である。その後、保健所は様式－8により認定の通知を行う。

なお、新たに専用水道に該当する場合は、消毒設備等が必要となるため、1)と同様に確認申請が必要である。

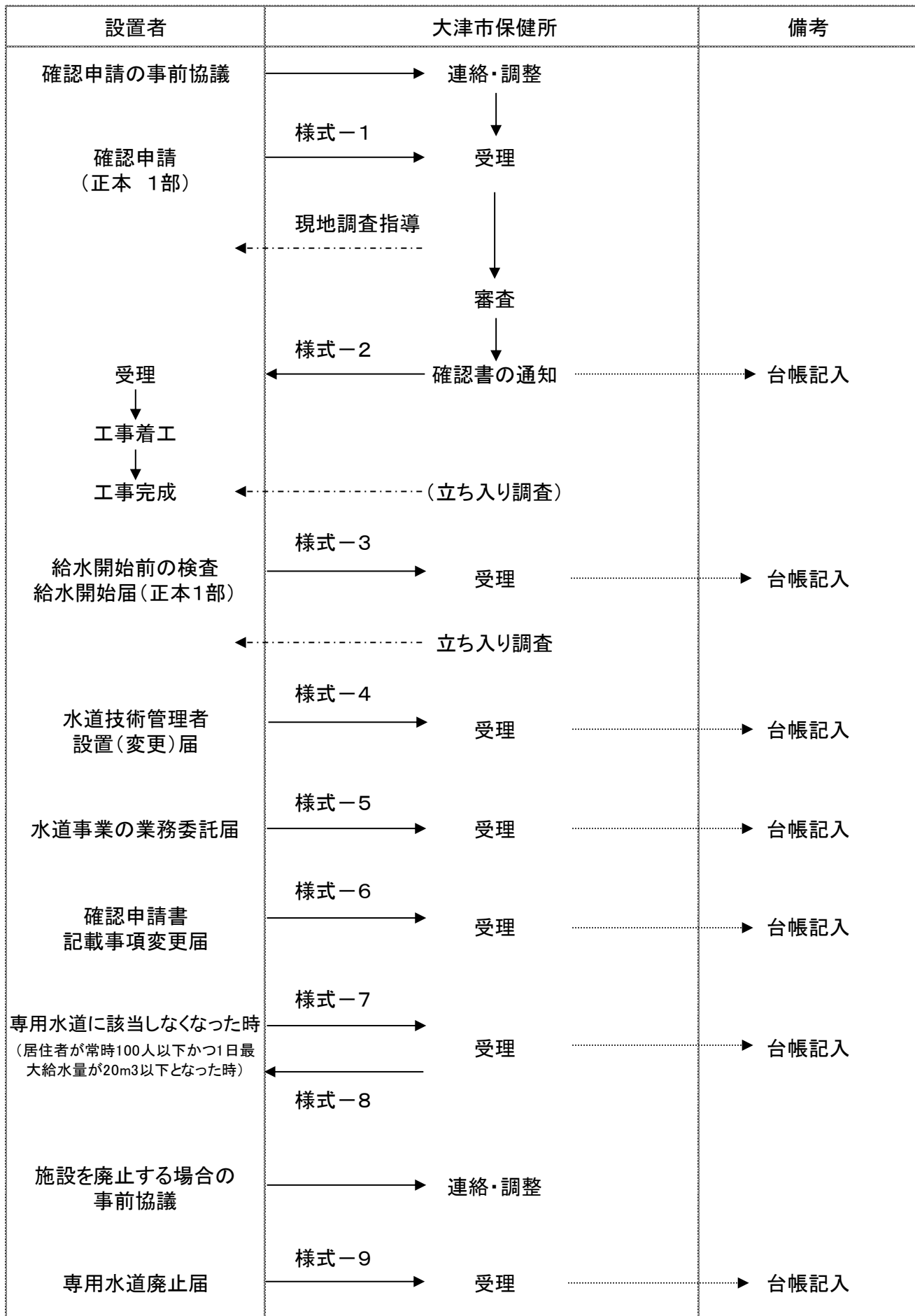
4) 施設の廃止

施設を廃止する場合は、事前に十分協議した上で、廃止後すみやかに「専用水道廃止届（様式－9）」を提出する必要がある。

5) 設備を更新した場合

1)の布設工事の確認が必要ない規模等の設備更新の場合は、「設備更新等届出書（様式－10）」の提出が必要である。ただし、布設工事の確認が必要かどうか判断するために、事前に相談する必要がある。

II-5 専用水道の事務手続きフロー



←----- この手続きは適時行う

II-6 確認申請書チェック表

法令名	審査項目	内容	審査欄	備考
適格性審査 水道法第6項第3条 水道法施行令第1条	専用水道に該当するか	1. 寄宿舍、杜宅、保養所等における自家用の水道その他水道事業以外の水道であるか。		
		2. 100人をこえる者に、その居住に必要な水を供給するものであるか。(添付書類の、供給を受ける人数確認)		給水人口計 人
		3. 1日最大給水量が20m ³ を超えるものであるか。		1日最大給水量 m ³
		4. 適用除外の基準に該当していないか ※右記(1)~(3)全て該当する場合は適用除外	(1)他の水道から供給を受ける水だけを水源とすること。 (2)地中又は地表に施設されている口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下であること。 (3)地中又は地表に施設されている水槽の有効容量が100m ³ 以下であること。	
形式審査 水道法第33条 水道法施行規則第53条	1. 申請書	1. 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)並びに水道事務所の所在地が記入されているか。		
	2. 工事設計書	2. 必要事項が記載されているか。	(1)一日最大給水量及び一日平均給水量 (2)水源の種別及び取水地点 (3)水源の水量の概算及び水質試験の結果 (4)水道施設の概要 (5)水道施設の位置(標高及び水位を含む。)の規模及び構造 (6)浄水方法 (7)工事の着手及び完了の予定年月日 (8)その他厚生労働省令で定める事項	最大: m ³ 平均: m ³ 種別: 取水地点:
	3. 申請書の添付書類等	3. 必要な添付書類が揃っているか。	(1)居住に必要な水の供給を受ける者の数を記載した書類 (2)居住に必要な水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面。 (3)水道施設の位置を明らかにする地図。 (4)水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図。 (5)主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図。 (6)導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図が項目毎に記載されているか。	
工事設計書 水道法第33条	1. 一日最大給水量及び一日平均給水量	1. 水量が人数、用途に対して適当かどうか。	(1) 1日最大給水量 = 給水人数 × 1人1日最大給水量 (2) 1日平均給水量 = 給水人数 × 1人1日平均給水量	
	2. 水源の種別及び取水地点	2. 水源の種別及び取水地点が記載されているか。	(1)水源の種別が記載されているか。 (例)〇〇水道事業より受水 自己水源(地下水、表流水等) (2)水源の取水地点が記載されているか。	
	3. 水源の水量の概算及び水質試験の結果	3. 水源の水量の概算及び水質試験の結果	(1)水源の水量が1人1日最大給水量に対して適当か。 【判定基準】 ●受水の場合 水道事業者との受水の契約等により、施設規模に見合った水量が受水できるかを確認できること。 ●自己水源の場合 ①取水量が経済揚水量(設計指針参照)であって、1日最大給水量を上まわっていること。 ②取水量が確実であることの証明として、揚水試験成績書が添付されていること。 (2)水質基準に適合する施設であるか。 【判定基準】 ●受水の場合 水道事業者が実施している、全項目の水質試験成績書の写しが添付されていること。またその結果が基準に適合していること。 ●自己水源(地下水)の場合 ①水質検査機関による原水の全項目(消毒副生成物を除く)の水質試験成績書が添付されていること。 ②水質試験成績書に対し、浄水方法及びその施設の規模が適正であること。	

4. 水道施設の概要	4. 水道施設全体の概要が記載されていること。			
5. 水道施設の位置(標高及び水位を含む規模及び構造)	5. 水道施設の位置(標高及び水位を含む規模及び構造)	<p>【判定基準】</p> <p>●受水の場合(計画諸元が記載されていること)</p> <p>①受水槽の容量、材質</p> <p>②揚水ポンプの能力</p> <p>③揚水管の口径、材質延長</p> <p>④消毒設備: 予備があるか</p> <p>⑤高置水槽の容量、材質</p> <p>●自己水源(地下水)の場合</p> <p>①水源施設(計画諸元が記載されていること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井戸の深さ ・井戸の口径、取水量 ・ポンプの揚水能力 <p>②導水施設(計画諸元が記載されていること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプの能力 ・導水管の口径 ・導水管の材質 ・導水管の延長 <p>③浄水施設</p> <p>設備、方式、性能が適しているか消毒設備を備えているか。</p> <p>④送水施設(計画諸元が記載されていること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプの能力 ・送水管の口径 ・送水管の材質 <p>⑤配水施設(計画諸元が記載されていること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配水地の構造、容量 ・ポンプの能力 ・配水管の口径 ・配水管の材質 		
6. 浄水方法	6. 浄水方法が明確に記載されていること。	<p>【判定基準】</p> <p>①浄水方法が適していること。</p> <p>※なお、特殊処理(除Fe、除Mn処理等)を行う場合には、実験データ等を添付し合理的な浄水方法であることが確認できること。</p> <p>②自己水源のみならず受水の場合にあっても予備の消毒設備が設けられていること。</p>		
7. 工事の着手及び完了の予定年月日	7. 工事の着手、完了の予定年月日に矛盾がないこと。確認申請の日より30日経過する以前に工事に着手することになっていないこと。			
8. その他厚生省令で定める事項	8. その他厚生労働省令で定める事項	<p>1 主要な水理計算</p> <p>水源、導水、送水、配水施設の計画諸元の水理計算書が添付されていること。配水池(受水槽・高置水槽)の容量の計算書が添付されていること。</p> <p>②主要な構造計算</p> <p>主要な施設の構造が外圧、水圧、地震等に耐えるものになっているかの構造計算書が添付されているか。</p> <p>③主要な施設の施工方法の概要が明確に記載されているか。</p>		

Ⅲ 専用水道の設置者の責務

専用水道の設置者の責務については、水道法にその遵守すべき事項が明記されている。

このことは専用水道が100人を超える人の居住に必要な水を供給することを目的としていることなどにより、これの汚染事故等は、公衆衛生上大きな問題であると見なされている。したがって、義務違反に対する罰則をあわせて規定している。そこで設置者の法定義務事項と義務違反に対する罰則及び遵守事項を表にすると次のようになる。

(水道法第34条、同法施行規則第54条による準用)

市 読替規定 条項	専用水道 読替規定 条項	条項	法定義務事項	義務違反に対する罰則	
				条項	罰則
48の2	—	32	確認	54-7	100万円以下の罰金
	—	33	確認の申請	—	—
—	34-1	13	給水開始前の届出及び検査 (別紙1参照)	54-2	100万円以下の罰金
		19	水道技術管理者の設置 (別紙2参照)	53-5	1年以下の懲役または 100万円以下の罰金
		20	水質検査の実施 (別紙3参照)	54-3	100万円以下の罰金
		21	関係者の健康診断の実施 (別紙4参照)	54-4	100万円以下の罰金
		22	衛生上の措置を講ずること (別紙5参照)	54-5	100万円以下の罰金
		22の2	維持、修繕を行うこと (別紙6参照)	—	—
		23-1	給水の緊急停止及び周知 (別紙7参照)	52	3年以下の懲役または 200万円以下の罰金
		24の3-1	業務の委託 (別紙8参照)	53-6	1年以下の懲役または 100万円以下の罰金
48の2	24の3-2	55-2		30万円以下の罰金	
—	—	24の3-3	53-7	1年以下の懲役または 100万円以下の罰金	
—	—	34-2	例外規定(資格不要)	—	—
48の2	—	36	改善の指示等	—	—
	—	37	給水停止命令に従うこと	53-10	1年以下の懲役または 100万円以下の罰金
	—	39	報告の徴収及び立入検査に 対する不履行、虚偽、拒否等	55-3	30万円以下の罰金
—	—	56	両罰規定 (行為者だけでなく、法人、 法人の代表者に対しても罰 金刑が科される)	52~53の2 54~55の2	各規定の罰金

48の2

条項	遵守事項
第1条 第2条 第4条 第5条 第36条	水道法の目的の遵守 水源及び水道施設の清潔保持の遵守 水質基準の確保の遵守 施設基準の確保の遵守 施設の改善指示及び水道技術管理者の変更勧告の遵守

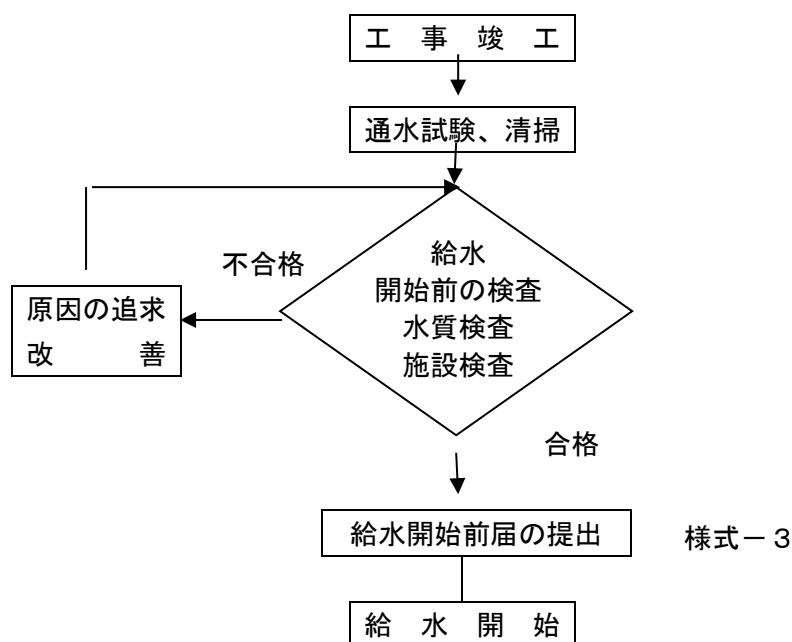
別紙 1 給水開始前の届出及び検査の実施（法第 13 条）

第 13 条 〔専用水道の設置者〕は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。

2 〔専用水道の設置者〕は、前項の規定によるに水質検査及び施設検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して 5 年間、これを保存しなければならない。

※ □ 内は第 34 条第 1 項の規定に基づく読替え

1. 届出の時期及び事務手続き等について



(1) 届出の時期

給水開始に先立って水質検査、施設検査を実施のうえ、事前に提出すること。

(2) 留意点

※水質検査、施設検査の結果を確認せずに給水することはできないこと。

※水質検査の結果水質基準に全項目適合しているかどうか確認をし、不適の項目がある場合は原因の究明、改善、再度水質試験の実施等を行うこと。

※給水開始前の水質検査、施設検査結果に関する記録を作成し 5 年間保存すること。

（水道法第 13 条 2 項）

※配水池等のコンクリート構造物は所要の設計強度が得られるまで、十分な養生期間をおいて使用開始すること。

※水質検査及び施設検査は、水道技術管理者が従事し、または従事する職員を監督して行うこと。（水道法第 19 条 2 項）

2. 届出内容

(1) 施設検査結果書

検査項目は、各施設について以下の各状況について検査を行い、その結果を施設検査結果書に記入すること。(水道法施行規則第11条)

- | | | | |
|-----------------|---|----|------|
| ①浄水処理及び消毒の能力 | } | —— | 構造検査 |
| ②流量、圧力、耐力、汚染の状況 | | | |
| ③漏水の有無 | | | |

(2) 水質検査結果書

以下の点を確認すること。

- ①検査項目は、浄水の水質について以下の通りであること。

基準項目 (50項目)	}	——	必ず実施すること (水道法施行規則第10条)
消毒の残留効果 (残留塩素)			
その他の必要項目			

- ②残留塩素についても必ず検査すること。
- ③採水地点は、当該新設又は改造に係る施設を経た水道水の末端で実施すること。必ずしも給水栓を意味しないこと。
- ④水質検査は自己検査を除いて厚生労働大臣登録検査機関において実施すること。
- ⑤原水の水質についても再度水質検査を実施するのが望ましいこと。

(たとえば全項目及び必要に応じて、アンモニア性窒素、セレン、BOD、SS、侵食性遊離炭酸等の項目について)

(3) 添付書類について

添付書類については次の通り。

- ①施設検査結果書 様式例 別紙(1)
- ②水質検査結果書 様式例 別紙(2)
- ③施設位置図
- ④平面図

- ・増設、改造した施設の場合は既設設備と色分けする等分かるように記入すること。
- ・採水地点を明記すること。

- ⑤浄水処理フロー図 (系統図)

- ⑥主要施設写真

- ・主要な施設についての完成写真を添付すること。
- ・添付写真には施設の名称を記入すること。

3. 保健所の指導

専用水道の設置者から給水開始前の届出があれば、保健所は届出書類の確認及び必要に応じて水道法第39条の立入検査等を行い安全を確認する。

施設検査結果書

施設名称	構造、能力等	構造検査結果	漏水検査結果
(記入例) 低区配水池	構造 RC造 容量 500m ³	良	漏水なし
緩速ろ過池	構造 RC造 40m×28m×4池 能力 14,000m ³ /日	良	漏水なし
その他、法に定める検査対象施設を記入			

検査期間 年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

検査員

水道技術管理者

※検査期間は、施設検査および水質検査を実施した期間を記入すること。

浄 水 水 質 検 査 結 果 書

採 水 年 月 日	年 月 日				
採 水 地 点					
採 水 者	(所属)				
検査項目	検査成績	基準値	項 目	検査成績	基準値
1 一 般 細 菌		100個/mL	27 総 ト リ ハ ロ メ タ ン		0.1
2 大 腸 菌		不検出	28 ト リ ク ロ ロ 酢 酸		0.03
3 カドミウム及びその化合物		0.003	29 ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン		0.03
4 水 銀 及 び そ の 化 合 物		0.0005	30 ブ ロ モ ホ ル ム		0.09
5 セ レ ン 及 び そ の 化 合 物		0.01	31 ホ ル ム ア ル デ ヒ ド		0.08
6 鉛 及 び そ の 化 合 物		0.01	32 亜 鉛 及 び そ の 化 合 物		1.0
7 ヒ 素 及 び そ の 化 合 物		0.01	33 ア ル ミ ニ ウ ム 及 び そ の 化 合 物		0.2
8 六 価 ク ロ ム 化 合 物		0.02			
9 亜 硝 酸 態 窒 素		0.04	34 鉄 及 び そ の 化 合 物		0.3
10 シアン化物イオン及び 塩 化 シ ア ン		0.01	35 銅 及 び そ の 化 合 物		1.0
			36 ナトリウム及びその化合物		200
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10	37 マンガン及びその化合物		0.05
12 フッ素及びその化合物		0.8	38 塩 化 物 イ オ ン		200
13 ホウ素及びその化合物		1.0	39 カルシウム、マグネシウム等 (硬 度)		300
14 四 塩 化 炭 素		0.002			
15 1,4- ジ オ キ サ ン		0.05	40 蒸 発 残 留 物		500
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロ エチレン		0.04	41 陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤		0.2
			42 ジ ェ オ ス ミ ン		0.00001
17 ジ ク ロ ロ メ タ ン		0.02	43 2-メチルイソボルネオール		0.00001
18 テトラクロロエチレン		0.01	44 非 イ オ ン 界 面 活 性 剤		0.02
19 トリクロロエチレン		0.01	45 フ ェ ノ ー ル 類		0.005
20 ベ ン ゼ ン		0.01	46 有 機 物 (T O C)		3
21 塩 素 酸		0.6	47 P H 値		5.8~8.6
22 ク ロ ロ 酢 酸		0.02	48 味		異常でない
23 ク ロ ロ ホ ル ム		0.06	49 臭 気		異常でない
24 ジ ク ロ ロ 酢 酸		0.03	50 色 度		5度
25 ジブromクロロメタン		0.1	51 濁 度		2度
26 臭 素 酸		0.01	52 残 留 塩 素		0.1以上
判 定					
検 査 期 日	年 月 日 ~ 年 月 日				
検 査 機 関					
検 査 責 任 者					

(注)1. 定量検査を実施した項目については、必ず数値を記入し、検出限界を下回る場合には、検出限界値を数値で示し、「〇〇<mg/l」と表示すること。

2. 判定欄には、「上記水質項目については水質基準に適合」あるいは「〇〇については水質基準に不適合」と記入すること。

3. 水質基準の10%を超える項目については、「☆印」を項目に記入し、判定欄に「基準値の10%を超えているので注意が必要です」と記入すること。

別紙2 水道技術管理者の設置（法第19条）

- 第19条〔専用水道の設置者〕は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。
- 2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する職員を監督しなければならない。
- 一 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査（第22条の2第2項に規定する点検を含む。）
 - 二 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査
 - 四 次条(20条)第1項の規定による水質検査
 - 五 第21条第1項の規定による健康診断
 - 六 第22条の規定による衛生上の措置
 - 八 第23条第1項の規定による給水の緊急停止
 - 九 第37条前段の規定による給水停止
- 3 水道技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

※ □ 内は第34条第1項の規定に基づく読替え

1. 水道技術管理者の配置義務

法第19条は、専用水道の設置者に対して水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置かなければならないとしており、業務責任を明確にするため、複数の配置は認められない。

水道技術管理者は、必ずしも選任でなくてもよく、他の業務と併せて担当することもでき、専用水道の設置者が自ら水道技術管理者となることも妨げない。

その業務の遂行に支障のない範囲内で複数の専用水道の設置者の水道技術管理者となることは差し支えない。

水道技術管理者は、専用水道にも配置を義務付けているが、次の場合には資格を有しない者の配置を認めている。

（⇒一日最大給水量が1,000m³以下で、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ自然流下のみによって給水できるもの(法第34条第2項)

2. 水道技術管理者の資格

専用水道設置者は、表-1に掲げる学校において、表-1に規定する学科目を修めて修了した後、それぞれの欄に規定する水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者、又は厚生労働大臣が指定した者が行う資格取得講習を修了した者でなければ、水道技術管理者として任命してはならない。

3. 水道技術管理者の業務内容

専用水道設置者は、次の技術的管理業務に全面的な責任を有することから特に注意し、業務を遂行しなければならない。(水道法第19条2項)

- (1) 技術上の管理業務の一つとして水道技術管理者が水道施設の性能的施設基準の適否を検査(水道施設の修繕を能率的に行うための点検を含む)
- (2) 清掃、消毒その他の衛生上の措置や水圧試験等を実施し、適切な施工と水質基準の適合を確認
- (3) 一日一回行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査
おおむね一箇月ごとに行う水質基準項目(50項目)に関する検査(条件付きで省略項目有)(水質検査)
- (4) 病原体が便中に排泄される伝染病(赤痢菌、腸管出血性大腸菌等)の保菌者の有無を6箇月ごとに検査(健康診断)
- (5) 水道の衛生確保のために必要な消毒、取水場、貯水池等における清潔の保持、汚染防止の措置等その他厚生労働省令で定める措置(衛生上の措置)
- (6) 水が人の健康を害するおそれのあることを知ったときに執るべき措置等(給水の緊急停止)
- (7) 改善命令等に従わない場合の、給水停止(水道法第37条前段参照)

4. 水道技術管理者設置届

専用水設置者は、水道技術管理者を任命したときは様式-4にて届け出ること。

5. 水道技術管理者の日常心がけるべき事項

水道技術管理者は、需要者の全面的な信頼のもと管理を任されていることから、次のことに日常心がけ業務を遂行しなければならない。

- (1) 需要者（水道利用者）の大切な生命にかかる業務を行っていることを常に念頭におくこと。
- (2) 水道施設の実態とその維持管理状況を常に把握していること。
 - ① 各施設の竣工図を整備して図面台帳を作成し、その後の新設、増設、改良、撤去などを行ったときは、その都度訂正の上、整備、保存しておくこと。
 - ② 各施設の構造、規模、能力、数量、完工年次、工事費などを記入した施設台帳を作成し、①に準じて、整備、保存しておくこと。
 - ③ 用地台帳を作成し、整備、保存しておくこと。
 - ④ 水源水量、取水量、送配水量、機械電気の運転状況、水質検査、健康診断および消毒などの記録を作成、整備、保存しておくこと。
- (3) 直接施設の管理に当たっている者に、担当する施設の構造、機能及び管理の方法を周知させること。
- (4) 施設の欠陥などを発見したときは、ただちに所要の補修整備などを行うように措置すること。
- (5) 事故対策を常に検討し樹立しておくこと。

表-1 水道技術管理者の資格

水道法第12条に基づく資格（カッコ内を除く）		水道法第19条に基づく資格			
水道技術管理者としての基礎教育	専攻の種別	土木工学			
	学校の種別	衛生工学、水道工学専攻	衛生工学、水道工学以外を専攻		
水道技術管理者としての基礎教育	新制大学院 大学の専攻科	① 1年以上 (6か月以上)	①2年以上 (1年以上)	—	—
	新制大学	① 2年以上 (1年以上)	①3年以上 (1年6か月以上)	③4年以上 (2年以上)	④5年以上 (2年6か月以上)
	旧制大学	① 2年以上 (1年以上)		③4年以上 (2年以上)	④5年以上 (2年6か月以上)
	短期大学 高等専門学校 旧専門学校	① 5年以上 (2年6か月以上)		③6年以上 (3年以上)	④7年以上 (3年6か月以上)
	高等学校 旧中等学校	① 7年以上 (3年6か月以上)		③8年以上 (4年以上)	④9年以上 (4年6か月以上)
	その他	② 技師法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者		④ 厚生労働大臣の指定する者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	
	①③ 10年以上（1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道にあっては5年以上）水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者				
	②④ 外国の学校において、上記の学科目に相当する学科目を、上記に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者				

() 内は1日最大給水量1,000立方メートル以下である専用水道の場合

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ① 水道法施行令第5条第1項第1号～第5号に規定 | ③ 水道法施行令第7条第1号～第3号に規定 |
| ② 水道法施行規則第9条に規定 | ④ 水道法施行規則第14条に規定 |

別紙3 専用水道の設置者として必要な水質検査（法第19条）

第20条 〔専用水道の設置者〕は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 〔専用水道の設置者〕は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

3 〔専用水道の設置者〕は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生省令に定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録する者に委託して行うときは、この限りでない。

※ [] 内は第34条第1項の規定に基づく読替え

◆水質検査の実施に関しては、次のように規定（法20条、施行規則15条）されている。

- 1 定期の検査
 - (1) 検査の種類（詳細は別紙 水質基準項目の定期検査項目参照）
 - ① 1日1回以上行うもの（毎日検査）
 - ② 厚生労働省令で定める回数以上を行う水質基準に関する省令によるもの
 - ・ おおむね1ヶ月に1回以上（毎月検査）
 - ・ おおむね3ヶ月に1回以上（年4回検査等）
 - (2) 検査頻度の省略
原水の水質が大きく変わるおそれがない場合における省略可能規定
 - (3) 検査項目の省略
原水ならびに水源及びその周辺状況、水道薬品類や資機材等の使用状況による省略可能規定
- 2 臨時の検査
供給水が水質基準に適合しないおそれがある場合に行うもの
- 3 検査の方法
公定法に基づく水質検査の実施
(平成15年厚生労働省告示第261号 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法)
- 4 検査記録の作成と保存
定期および臨時検査の記録の作成と5年間保存
- 5 検査施設の設置
専用水道の設置者自らの検査施設設置の原則を規定。ただし、委託による検査実施の場合には、厚生労働大臣の登録検査機関によること。
- 6 水質検査の委託（施行規則第15条第8項）
 - (1) 委託契約は書面にて行い、検査項目、検査の時期及び回数、委託料、採取又は運搬の方法、結果の根拠となる書類、臨時検査の有無を含み、5年間保存すること。
 - (2) 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることを確認し、水質検査の実施状況を結果の根拠となる書類又は調査その他の方法により確認すること。
- 7 水質検査計画の策定（施行規則第15条第6項）
毎年事業年度開始前に検査項目、検査頻度、採水場所、省略項目と理由、検査の方法、検査を委託する場合の内容等を記載した「水質検査計画」を策定すること。

◆ 具体的な水質検査項目と頻度に関しては、別添「水質基準項目の定期検査項目」を参考に実施。

◆ 「水質検査計画書」の策定が義務づけられており、計画書に基づいた水質検査が実施されなければならないが、次の通知等に基づき、専用水道ごとに原水の水質状態や水源周辺状況等の実態にあった計画策定が重要である。

そのため、専用水道の設置者が、適正で合理的な「水質検査計画書」の策定及び計画的な水質検査の実施を行うとともに、策定後は保健所へ「水質検査計画書」を提出し、確認を受けること。その際、別添「水質検査計画チェックシート」や等を用いること。

なお、専用水道の設置者に対しては規定がないが、水道事業者及び水道用水供給事業者に対しては、毎事業年度の開始前に、水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で水質検査計画等の情報提供を行うことが規定されている（施行規則第17条の5第1号）。そのため、専用水道の設置者も需要者に情報提供することが望ましい。

【参考】

- 水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号〔最終改正令和2年3月30日薬生水発

0330 第 1 号))

- 水道法施行規則（昭和 32 年 12 月 14 日厚生省令第 45 号〔最終改正 令和元年 9 月 30 日厚生労働省令第 57 号〕）
- 水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年 9 月 29 日厚生労働省令第 318 号〔最終改正 平成 17 年 3 月 11 日厚生労働省告示第 75 号〕）
- 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010004 号〔最終改正 平成 31 年 3 月 29 日生食発 0329 第 6 号〕）
- 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号〔最終改正 平成 31 年 3 月 29 日生食発 0329 第 3 号〕）
- 「水道水質検査計画策定マニュアルについて」（平成 16 年 6 月 29 日滋生衛第 306 号）
- 「水質検査計画」策定のための手引書（平成 16 年 4 月 27 日 日本水道協会発行）
- 「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」の一部改正について（令和元年 5 月 29 日薬生水発 0529 第 1 号）

水質検査計画 チェック表(水道法施行規則第15条関係)

チェック項目		根拠法令	
1 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの	水源の状況、原水及び浄水の水質状況	規則15-7-1	H15通知1-3-(8)-イ
	汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等		
2 定期的水質検査の項目、採水の場所、検査の回数及びその理由	検査項目	規則15-7-2	H15通知1-3-(8)-二
	採水場所		
	検査回数及びその理由		
	(必要に応じて)水質管理目標項目及び原水の検査に関する項目		
	原水の指標菌・クリプトスポリジウム等の検査に関する事項		H15通知1-3-(8)-へ
3 検査を省略する項目については、当該項目及びその理由		規則15-7-3	
4 臨時の検査に関する事項	臨時の水質検査を行うための要件	規則15-7-4	H15通知1-3-(8)-ロ
	臨時の水質検査を行う項目等		
5 水質検査を委託する場合における当該委託の内容	水質検査の自己・委託の区分	規則15-7-5	
6 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項	水質検査結果の評価に関する事項	規則15-7-6	H15通知1-3-(8)-ハ
	水質検査計画の見直しに関する事項		
	水質検査の精度及び信頼性確保に関する事項		
	関係者(保健所を含む)との連携に関する事項(連絡通報体制等)		

法:水道法

規則:水道法施行規則

H15通知:平成15年健水第1010001号(課長通知)水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について

別紙 水質基準項目の定期検査項目

毎日検査3項目	
○	色
○	濁り
○	消毒の残留効果

毎月検査11項目（省略不可能9項目）		
○	一般細菌	
○	大腸菌	
○	塩化物イオン	
○	有機物（TOC）	
○	pH	
○	味	
○	臭気	
○	色度	
○	濁度	
	ジェオスミン	※1
	2-メチルイソボルネオール	2項目

連続的に計測及び記録がなされている場合は、概ね3ヶ月に1回以上まで頻度を減らすことが可能

原因藻類の発生する時期に概ね月1回以上

○：省略不可能項目

【省略の際の検討事項】

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、下記の事項を十分検討して検査する必要がある場合は、検査頻度の規程に拘わらず省略することができる。

- ※1：原水、水源、その周辺の状況を十分考慮
（湖沼等、水が停滞しやすい水域を水源とする場合は原因藻類の発生状況を含む）
- ※2：原水、水源、その周辺の状況を十分考慮
- ※3：原水、水源、その周辺の状況並びに薬品及び資機材等の使用状況（溶出）を十分考慮
（水道施設の技術的基準を定める省令第1条第14号及び第17号に規定する薬品及び資機材等）
- ※4：原水、水源、その周辺の状況を十分考慮
（地下水を水源とする場合は近傍の地下水の状況を含む）

年4回検査 40項目（省略不可能14項目）		
○	クロロ酢酸	
○	クロロホルム	
○	ジクロロ酢酸	
○	ジブロモクロロメタン	
○	塩素酸	
○	臭素酸	
○	総トリハロメタン	
○	トリクロロ酢酸	
○	ブロモジクロロメタン	
○	ブロモホルム	
○	ホルムアルデヒド	
○	シアン	
○	亜硝酸態窒素	
○	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	
	ふっ素	※2 13項目
	ほう素	
	カドミウム	
	水銀	
	セレン	
	ひ素	
	ナトリウム	
	マンガン	
	硬度（Ca, Mg等）	
	蒸発残留物	
	陰イオン界面活性剤	
	非イオン界面活性剤	
	フェノール類	
	鉛	※3 6項目
	六価クロム	
	亜鉛	
	アルミニウム	
	鉄	
	銅	
	四塩化炭素	※4 7項目
	1,4-ジオキサン	
	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	
	ジクロロメタン	
	テトラクロロエチレン	
	トリクロロエチレン	
	ベンゼン	

オゾン処理及び次亜塩素酸消毒の場合は省略不可

原水が海水の場合は省略不可

原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合で過去3年間の検査結果が水質基準値の1/5以下である時は概ね1年に1回1/10以下である時は概ね3年に1回まで減らすことが可能

別紙4 健康診断の実施（法第21条）

第21条 〔専用水道の設置者〕は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

2 〔専用水道の設置者〕は、前項の規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これを保存しなければならない。

※ □ 内は第34条第1項の規定に基づく読替え

水道水の汚染を防止するのに最も大切なことの一つに、水道施設の維持管理業務に従事する者に対する健康診断がある。

この健康診断については水道法第21条及び同法施行現則第16条に規定されている。

1. 健康診断対象者

- (1) 取水場、浄水場又は配水池における業務に従事する者及びこれらの施設の構内に居住している者の全員
- (2) その他必要と認められる者

2. 健康診断の種類

健康診断には定期健康診断と臨時健康診断とがある。いずれも水道法によって定められている。

(1) 定期健康診断

健康診断対象者に対して、病原体が便中に排泄される感染症（赤痢、腸チフス菌、パラチフス等）について、その保菌者の有無を検査するために、おおむね6ヶ月毎に行うものとされている。（規則第16条）
また、腸管出血性大腸菌についても、健康診断を実施する。（平成8年8月6日衛水第237号 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知）

なお、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等についても検査を行うものとし、急性灰白髄炎（小児麻痺）、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症および各種下痢腸炎にも注意すること。（平成15年10月10日健水発第1010001号 厚生労働省健康局水道課長通知）

(2) 臨時健康診断

健康診断対象者が赤痢、腸チフス菌、パラチフス等の患者または保菌者であることが明らかとなった場合またはこれら施設の地域において、赤痢等の感染症が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行うものである。

3. 記録の作成、保存

専用水道の設置者は、健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、これを一年間保存しなければならない。

記録書類の様式は定められていないが、診断年月日、診断を受けたものの氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が必要である。ただし、他の法令等に基づいて行われた健康診断の内容が本条の健康診断の内容に相当するものであるときは、その記録を持って代えるものとする。

別紙5 衛生上の措置（法第22条）

第22条 〔専用水道の設置者〕は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

※ □ 内は第34条第1項の規定に基づく読替え

水道に起因する不測の事故を未然に防止するうえで、最も大切な衛生管理について実施すべき事項を以下に示す。

1. 水道施設の汚染防止（施行規則第17条第1項第1号）

(1) 取水場、貯水池等における清潔の保持

水源地帯及び各施設（配水池、浄水施設、塩素注入施設、ポンプ等）の施設は、外部から水が汚染されるおそれがあるので、常に清掃を行い清潔を保持し、水道の汚染防止を十分に行わなければならない。

(2) 汚染防止の措置（施行規則第17条第1項第2号）

前述の施設には鍵をかけ、その周囲に柵を設ける等人畜により水が汚染されるのを防止するのに必要な措置として、みだりに立入らないよう立札掲示、柵の設置、施錠等を行うこと。

また、これら構内に設ける便所、ゴミ捨場、汚水溜等の設備は汚水の漏れない構造とし、排水を良好な状態にしておくこと。

2. 水道水の塩素消毒基準（施行規則第17条第1項第3号）

	遊離残留塩素	結合残留塩素
平 常	0.1 mg/L以上	0.4 mg/L以上
感染症発生のおそれがあるとき 広範囲の断水の後 原水水質が著しく悪化した時 浄水処理に異常のあったとき 配水管の大規模な工事その他水道施設 が著しく汚染のおそれあるとき その他特に必要のあるとき	0.2 mg/L以上	1.5 mg/L以上

※ 昭和60年6月17日 衛水第106号

※ 平成15年10月10日健水発第1010001号 厚生労働省健康局水道課長通知

3. 災害による汚染防止

風水害等により水道施設が汚染されることが多い。災害発生の場合は、直ちに各施設の巡視を行い、被害個所の発見と迅速な修理を行うこと。

別紙6 水道施設の維持及び修繕（法第22条の2）

第22条の2 〔専用水道の設置者〕は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならない。

2 前項の基準は、水道施設の修繕を能率的に行うための点検に関する基準を含むものとする。

※ [] 内は第34条第1項の規定に基づく読替え

専用水道施設を良好な状態に保つための維持及び修繕に関し、実施すべき事項を以下に示す。

なお、この維持及び修繕基準は、水道法第22条の2及び水道法施行規則第17条の2に規定されている。

1. 水道施設の監視、巡視並びに必要な措置

水道施設の状況（※1）を勘案して施設を良好な状態に保つため実施する。

(1) 運転状況の監視

流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視。

(2) 水道施設の巡視

適切な時期に水道施設の巡視。

(3) 必要な措置

前2号の監視及び巡視を踏まえて、清掃その他の当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。

※1 水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況、その他水道施設の状況

2. 水道施設の点検、措置並びに記録

(1) 水道施設の点検

水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。

(2) コンクリート構造物（※2）の点検

コンクリート構造物にあつては、おおむね5年に1回以上の適切な頻度で行うこと。

(3) 修繕その他の必要な措置

前2号の点検その他の方法により水道施設の損傷、腐食、その他の劣化、その他の異常があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること。

(4) 点検記録

コンクリート構造物の点検を行った場合には、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間（点検に基づく修繕記録については、当該コンクリート構造物を利用している期間）保存すること。

- ・点検の年月日
- ・点検を実施した者の氏名
- ・点検の結果
- ・点検により措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容

※2 水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なコンクリート構造物に限る。

【参考】

- 改正水道法等の施行について（令和元年9月30日薬生水発0930第1号）
- 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドラインについて（令和元年9月30日事務連絡）

別紙7 給水の緊急停止（法第23条）

第23条 〔専用水道の設置者〕は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 〔専用水道の設置者〕の供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知った者は、直ちにその旨を当該〔専用水道の設置者〕に通報しなければならない。

※ □ 内は第34条第1項の規定に基づく読替え

1. 専用水道の設置者が取るべき措置

◆人の健康を害する恐れがある場合としては、次のような場合が考えられる。

- (1) 水源または取水若しくは導水の過程にある水が、浄水操作により除去を期待するのが困難な病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質に汚染されているか、またその疑いがあるとき
- (2) 浄水場以降の過程の水が、病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質に汚染されているか、またその疑いがあるとき
- (3) 塩素注入機の故障または薬剤の欠如のため消毒が不可能となったとき
- (4) 工業用水道の水管等に誤接続されていることが判明したとき

◆水源または取水の過程の水に次のような変化があり、水質基準を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止し水質検査を行うとともに、必要に応じて給水停止する必要がある。

- (1) 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
- (2) 臭気及び味に著しい変化が生じた場合
- (3) 魚が死んで多数浮上した場合
- (4) 塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ゴミや汚泥等の汚物の浮遊を発見した場合

[参考]給水停止命令（法第37条）

専用水道の設置者が、法第36条第1項の規定に基づく指示（改善の指示）に従わない場合において、給水を継続させることが利用者の利益を阻害すると認められるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、給水を停止すべきことを命ずることができる。

その際、水道技術管理者はそれに従い、給水停止しなければならない。（法第19条第2項に規定あり）

2. 関係者への周知

水質に異常が発生したこと又はそのおそれが生じたことを、その水が供給される者又は使用する可能性のある者に周知するときは、テレビ、ラジオ、広報車を用いることなどにより緊急事態にふさわしい方法をとること。

3. その他の者のとるべき措置

当該専用水道の設置者以外の者が、全項の危険を知ったときの専用水道の設置者への通報を義務付けている。

【参考】

- 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成15年10月10日健水発第1010001号）

別紙8 業務の委託（法第24条の3）

- 第24条の3〔専用水道の設置者〕は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。
- 2 〔専用水道の設置者〕は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を〔市長〕に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。
- 3 第1項の規定により業務の委託を受ける者（以下、「水道管理業務受託者」という。）は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者1人を置かなければならない。
- 4 受託水道業務技術管理者は、第1項の規定により委託された業務の範囲内において〔第19条第2項各号（第3号及び第7号を除く。）〕に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。
- 5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。
- 6 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を〔専用水道の設置者〕と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第13条第1項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第2項、〔第20条から第22条の2〕まで、第23条第1項、〔第36条第2項並びに第39条（第1項及び第3項を除く。）〕の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、〔専用水道の設置者〕及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。
- 8 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第19条第2項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が〔同項各号（第3号及び第7号を除く。）〕に掲げる事項に関する全ての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、〔専用水道の設置者〕については、同条第1項の規定は、適用しない。

※〔〕内は第34条第1項及び第48条の2に基づく読替え

1. 第三者委託制度の概要

(1) 水道法における第三者委託の概念

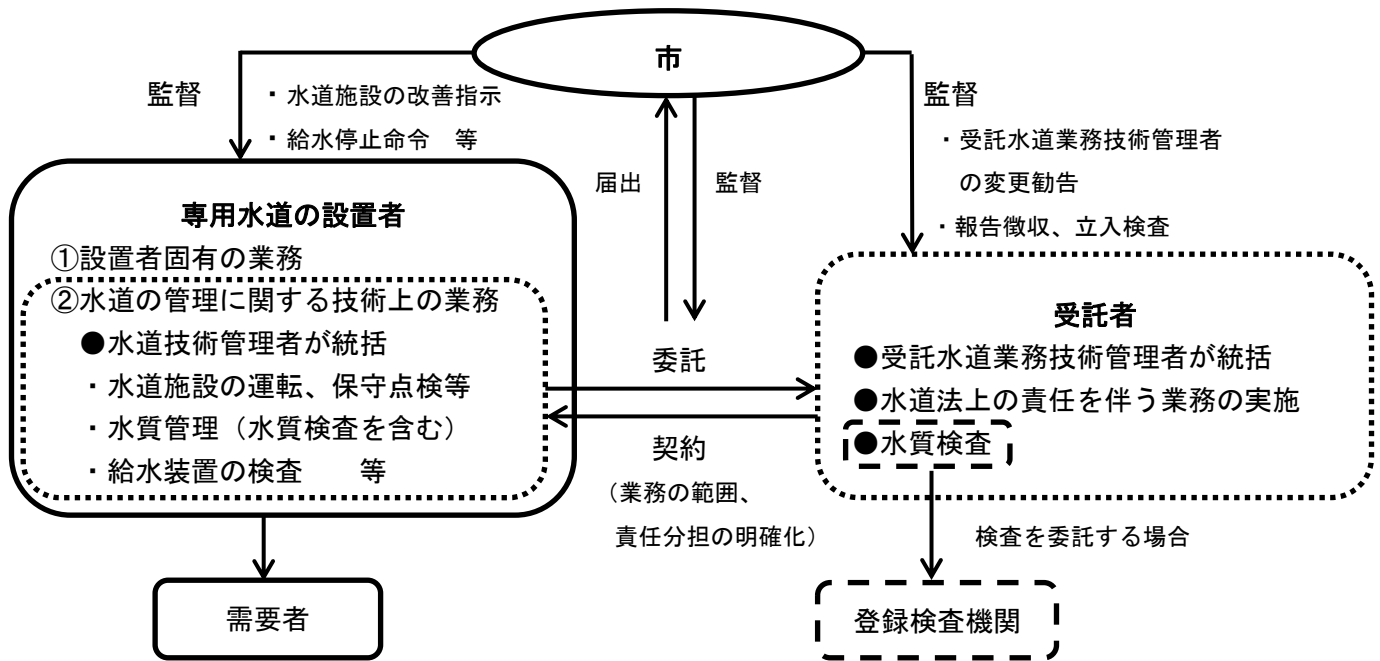
平成14年4月に施行された改正水道法により、水道事業における管理体制強化方策の一つとして、水道の管理に関する技術上の業務を、水道事業者等（水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。以下同じ）及び需要者以外の第三者に委託できる制度（以下「第三者委託」という。）が創設された。

水道法第24条の3に基づく第三者委託は、水道の管理に関する技術上の業務を委託するものであり、委託業務内容における水道法上の責任を第三者委託を受託する者（水道管理業務受託者、以下「受託者」という。）に負わせることから、専用水道の設置者の責任のもとで行われている私法上の委託（いわゆる手足業務委託）とは性格の異なるものである。従って、水道法の第三者委託の規定はこうした私法上の委託に新たな制約を設けるものではない。

なお、第三者委託を行う場合であっても、水道事業を経営するのはあくまで委託者である専用水道の設置者であり、委託業務範囲内の業務に係る受託者に移行した責任を除き、水道法上の設置者としての責任や給水契約に基づく需要者に対する責任を負っている。従って、受託者の不適切な業務が原因であっても、専用

水道の設置者として需要者等に対する責任が果たされない場合には、専用水道の設置者としての責任を問われることになる。

水道法における第三者委託の関係については、下図に示す。



- <設置者固有の業務>
- ・ 確認申請、届出
 - ・ 需要者との給水契約、料金徴収
 - ・ 工事事業者の指定
 - ・ 水道施設の整備
 - ・ 常時給水義務の履行

(2) 第三者委託と従前からの私法上の委託との違い

従前からの私法上の委託では、受託者は水道法上の責任を負う専用水道の設置者の監督、指示のもと、事実上の行為のみを実施してきている。

これに対して、第三者委託では、受託者は専用水道の設置者との契約に係る水道の管理に関する技術上の業務の遂行にあたり、委託の範囲内において水道法上の規定が適用され、委託した専用水道の設置者にはその部分についての水道法の規定は適用されない。

したがって、受託者は、委託契約に基づき、一定範囲で設置者に代わって水道法上の責任を負うこととなり、市長からの監督を受け、また、受託者が適正に業務を実施しない場合には、受託者自身がその責任を問われ、水道法上の罰則の適用を直接受けることとなる。(5)を参照)

第三者委託の典型的な例としては、浄水場の運転管理を一括して委託するようなケースが想定される。夜間警備や人材派遣のような形態の外部委託は第三者委託にあらず、従来どおり、私法上の契約・役務提供型の委託となる。

第三者委託と従来型業務委託の相違

項目		第三者委託	従来型業務委託
受託者に対する水道法の規定		受託した業務の範囲内において、水道法第24条の3第6項の規定により、受託者に水道法の規定が適用される。	水道法の規定は全て設置者に適用される。
水道技術管理者		受託した業務の範囲内における技術上の業務は、受託者が置く受託水道業務技術管理者が従事又は監督する。	従来型業務委託の受託者の業務についても、設置者が置く水道技術管理者が監督する。
業務範囲	水道施設の管理	技術上の観点から一体として行わねばならない業務の全部を一の者に委託すること。	水道法上の責任を負わない範囲（専用水道の設置者の指示を受けて実施する業務を行う範囲）のみ委託できる。
	給水装置の管理	給水区域内全域の、給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を一の者に委託すること。	

(3) どのような者が受託者となることができるか（水道管理業務受託者）（水道法第24条の3）

第三者委託を受託できる者は、他の水道事業者もしくは水道用水供給事業者、又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として、政令で定める要件に該当する者と規定されている。

水道事業者及び水道用水供給事業者以外の民間等の法人については、この政令で定める要件として、委託業務を適正かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであることとされている。

<p><第三者委託できる相手方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者 ・水道用水供給事業者 ・水道の管理に関する技術上の業務の一部又は全部を適正かつ確実に実施できる者として政令で定める要件（※1）に該当するもの <p>※1：委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎（※2）を有するものであること。（水道法施行令第11条）</p> <p>※2：第三者委託の受託者が主要業務を他の者に手足業務委託しなければ受託業務を実施できない場合には、技術的な基礎を有するとは考えられない。（第三者委託実施の手引き p52「3.2.3(1)」参照）</p>
--

(4) 第三者委託を行う際の基準

第三者委託を行う際には、責任関係等が明確であることが必要なため、満たすべき一定の基準が定められている。（水道法施行令第7条）

<p><第三者委託を行う際の基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合は、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託するものであること。 ・給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合は、当該専用水道の設置者の給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を一の者に委託するものであること。 ・次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 委託に係る業務の内容に関する事項 ロ 委託契約の期間及びその解除に関する事項 ハ その他厚生労働省令で定める事項（＝委託に係る業務の実施体制）

水道施設の管理に関する技術上の業務※の委託については、法の罰則等が受託者に適用されることから、何らかの問題が生じた場合にそれが当該委託業務により生じたものか、他の業務から生じたものか明確に判別される必要がある。このため、技術上の観点から一体として行わなければならない業務について、一部のみを委託したり、複数の事業者に分割して委託したりはできない（具体的には、「第三者委託実施の手引き」2.3.1を参照）。

※水道施設の管理に関する技術上の業務とは

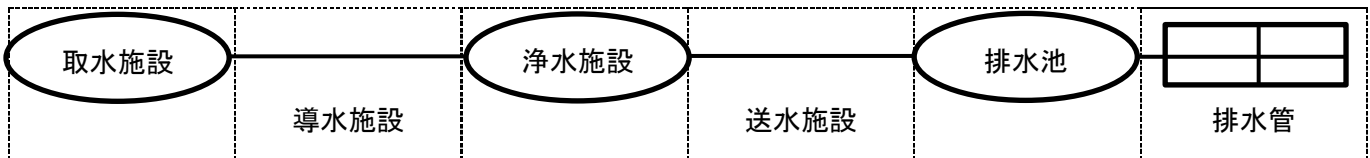
水道施設が所要の性能を発揮するために行う運転、維持及び施設の検査等の業務並びに当該施設に係る衛生上の措置及び健康診断等をいう。

なお、水道施設の一部の管理を委託する場合は、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設といった機能的に分割できる範囲並びに遮断弁等で分離できる施設の範囲を、第三者委託の対象施設の最小範囲とすることが原則となる。

このため、各施設が複数存在する場合においては、上記の観点から委託範囲を明確化することができれば個々の施設ごとに委託することが可能である。

<委託対象とする水道施設>

点線範囲：第三者委託の最小範囲例（ただし、水質検査の委託は全部委託する場合のみ可能）



また、給水装置の管理に関する業務については、水道の利用者個人の財産である給水装置の検査業務等が委託業務となるが、一部の給水区域のみを委託対象としたり、複数の事業者に区域を分割して委託したりする場合は、給水区域内一律に統一した観点からの業務の実施が行われず、また、利用者からの立場から見ても、これらを請け負う事業者が複数存在することは無用の混乱を招く可能性があり望ましい業務委託とは言えないことから、給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務全部とされている。

さらに、水道法に基づく水質基準は施設の総体である水道が満たすべき基準として規定されていることから、水道法第20条に基づく水質検査は、第三者委託のうち水道施設の全部委託の場合以上の範囲を委託する場合に限って委託することができる（水道施設の全部委託の場合以上の範囲例：専用水道の給水範囲外の施設など）。

また、第三者委託を行う場合には、契約書を作成し、委託業務に関する基本的な内容を記載することとされている。

なお、第三者委託は、水道の管理に関する技術上の業務の委託を対象としているものであり、こうした範囲を超える業務を委託することはできない。（範囲を超える業務例：水道事業の経営そのもの）

(5) 水道管理業務受託者及び受託水道業務技術管理者の水道法上の責任

①水道管理業務受託者の責務

受託者は、委託の範囲内において、水道法に基づき専用水道の設置者が対象となっている規定のうち水道法第24条の3第6項に掲げられるものについて、専用水道の設置者に代わって適用を受けることとなる。従って、受託者が受託した業務のうち水道法の規定の対象となる業務を適正に実施しない場合には、受託者自身がその責任を問われ、罰則の適用も受けることとなる。また、受託者は、委託の範囲内の業務については、市長による報告徴収・立入検査等、水道法に基づく指導監督を直接受けることとなる。

②受託水道業務技術管理者の責務

受託者は、受託した水道の管理に関する技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置かなければならない。受託水道業務技術管理者の位置づけ、事務の内容、資格は、基本的には水道技術管理者と同様の考え方で整理されている。受託水道業務技術管理者は、委託された業務の範囲内において水道技術管理者が行うべき事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされ、また、水道技術管理者たる資格を有する者でなければならないとされている。

第三者委託によって受託水道業務技術管理者が従事しなければならない、又は監督しなければならない事務は、水道法第 19 条第 2 項（第 3 号及び第 7 号を除く）に列挙されているもので、当該委託の範囲内のものである。

＜受託水道業務技術管理者に適用される水道法の規定＞（水道法第 19 条第 2 項）

- 一 水道施設が第 5 条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査（第 22 条の 2 第 2 項に規定する点検を含む。）
→水道施設の維持のための点検
- 二 第 13 条第 1 項の規定による水質検査及び施設検査
→給水開始前の水質検査・施設検査の実施、記録の作成・保存
- 四 次条第 1 項の規定による水質検査
→水質検査の実施、記録の作成・保存、検査の委託
- 五 第 21 条第 1 項の規定による健康診断
→健康診断の実施、記録の作成・保存
- 六 第 22 条の規定による衛生上の措置
- 八 第 23 条第 1 項の規定による給水の緊急停止
- 九 第 37 条前段の規定による給水停止

なお、委託者が選任する水道技術管理者と受託水道業務技術管理者との関係は、委託契約に基づき受託水道業務技術管理者が行うこととなった事務については、水道技術管理者の責任が免除され、また、水道技術管理者が行うべき事務の全てが委託される場合には、専用水道の設置者は水道技術管理者を置かなくてよいものとされている。

③受託者及び受託水道業務技術管理者の水道法上の位置づけの整理

上記のとおり、受託者と受託水道業務技術管理者は委託された業務の範囲内において水道法の規定の適用を受けることとなる。委託の範囲が決定すれば、受託者及び受託水道業務技術管理者が水道法上の規定の適用を受ける範囲は、受託業務の範囲内のものに自動的に決まることとなる。

【参考】

- 第三者委託の手引き（平成 23 年 3 月改訂 厚生労働省健康局水道課）
- 水道事業における官民連携に関する手引き（令和元年 9 月改定 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課）

様式－ 1

年 月 日

(あて先)
大津市保健所長

申請者住所

申請者氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道布設工事確認（変更）申請書

水道法第33条第1項の規定により、専用水道布設工事計画について、別添書類を添付のうえ確認を申請します。

水道事務所の所在地

水道施設の所在地

水道施設の名称

工 事 設 計 書

1. 一日最大給水量及び一日平均給水量

一日最大給水量 $m^3/日$

一日平均給水量 $m^3/日$

2. 水源の種別及び取水地点

水 源 名		
水源の種別		
取 水 地 点		

3. 水源の水量の概算及び水質試験の結果

(1) 水源の水量の概算

(2) 水質試験の結果

4. 水道施設の概要

5. 水道施設の位置（標高及び水位を含む）規模及び構造

水道施設の名称	位 置 (標高及び水位を含む)	規 模 (容量、寸法等)	構 造 (形状、材質、形式)	備 考

6. 浄水方法

7. 工事の着手及び完了の年月日

工事着手予定年月日 年 月 日

工事完了予定年月日 年 月 日

8. その他厚生省令で定める事項

(1) 主要な水理計算 別添のとおり

(2) 主要な構造計算 別添のとおり

(3) 主要な水道施設の施工方法の概要

添 付 書 類

1. 居住に必要な水の供給を受ける者の数を記載した書類
2. 居住に必要な水の供給が行われる地域を記載した書類および図面
3. 水道施設の位置を明らかにする図面
4. 水源および浄水場の周辺の概況を明らかにする図面
5. 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図および構造図
6. 導水管渠、送水管ならびに配水および給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図および縦断面図
7. 施設の概要がわかるフローシート
8. 変更申請の場合は、変更の理由書、主な施設の新旧対照表を添付するとともに変更箇所を赤色で明示すること。

様式－2

大 健 保 衛 生 第 号
年 月 日

専用水道の設置者

様

大津市保健所長

専用水道布設工事の確認について（通知）

水道法第32条の規定により、 年 月 日付けで申請のあった下記の専用水道は、同法第5条の施設基準に適合するものであることを確認し、同法第33条第5項により通知します。

記

専用水道の名称

同 上 所 在 地

(あて先)

大津市保健所長

専用水道設置者

住所

氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専 用 水 道 給 水 開 始 届

下記のとおり専用水道の給水開始を行いたいので水道法第13条第1項の規定により届出ます。

記

専用水道の名称	
同上所在地	
確認年月日	
給水開始予定年月日	
施設検査結果	別紙(1)のとおり *
水質検査結果	別紙(2)のとおり **
水道技術管理者 職・氏名	
給水区域	

* 水道法施行規則第11条に基づく検査の結果の概要書を添付すること。

** 水道法施行規則第10条に基づく水質検査の成績書を添付すること。

年 月 日

(あて先)
 大津市保健所長

専用水道設置者
 住所

氏名

(法人又は組合にあつては、主たる事務所の
 所在地及び名称並びに代表者の氏名)

水道技術管理者設置（変更）届

水道法第19条第1項の規定により、水道技術管理者について、下記のとおり設置（変更）しましたので届出します。

記

専用水道の名称		
同上所在地		
水道技術管理者の職・氏名	当初 (変更前)	
	変更後	
学歴および水道に関する 技術上の実務経験		別紙のとおり
設置（変更）年月日		
変更の場合の理由		
専任・併任・兼任の別		

(あて先)
 大津市保健所長

専用水道設置者
 住所

氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
 所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道業務委託（解除）届

下記のとおり、専用水道の管理に関する技術上の業務を委託（解除）しましたので、水道法第24条の3第2項の規定により届出します。

記

専用水道の名称	
水道管理業務受託者の住所	TEL
同上の名称および代表者氏名	
受託水道業務技術管理者の職・氏名	
受託水道業務技術管理者の学歴および水道に関する技術上の実務経験	別紙のとおり
委託した業務の範囲	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）
契約期間	年 月 日 から 年 月 日まで
解除の場合は委託契約の失効理由	
添付書類	<input type="checkbox"/> 委託契約書の写し

(あて先)

大津市保健所長

専用水道設置者

住所

氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届

年 月 日付 第 号で確認を受けた専用水道布設工事確認（変更）申請書の記載事項につきまして、下記のとおり変更しましたので届出します。

記

申請者の住所・氏名	変更前	
	変更後	
水道事務所の所在地	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

(あて先)
大津市保健所長

専用水道設置者
住所

氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

水 道 法 適 用 除 外 届

水道法第3条第6項に規定する専用水道として管理してきた当該水道施設は、下記のとおり専用水道には該当しなくなったので届出ます。

記

専用水道の名称	
同上所在地	
理由	
上記の理由が発生した年月日	年 月 日

水道施設設置者

様

大津市保健所長

水 道 法 適 用 除 外 認 定 通 知

年 月 日 付けで届出のあった下記水道施設は専用水道に該当しなくなったことを認定します。なお、このことにより、当該施設は水道法に基づく管理の義務は生じなくなりましたが、今後は、(簡易専用水道、大津市飲用井戸等衛生対策要綱に基づく飲用井戸等)として管理するようお願いします。

また、将来、居住者が常時 100 人を超えるまたは、一日最大給水量が 20m³を超えるようになった場合は、専用水道に該当し、法に基づく管理が必要となってくるので、そのむね当職あてに通知するようあわせてお願いします。

記

専用水道の名称

同 上 所 在 地

理 由

上記の理由が発生した年月日 年 月 日

(あて先)
大津市保健所長

専用水道設置者
住所

氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

専 用 水 道 廃 止 届

下記のとおり専用水道を廃止したので届出ます。

記

専用水道の名称	
同上所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

様式－10

年 月 日

(あて先)

大津市保健所長

専用水道設置者

住所

氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

設 備 更 新 等 届 出 書

下記のとおり、設備更新等を実施したので、届け出ます。

記

1. 専用水道名
2. 専用水道所在地
3. 届出事項

4. 実施期間

5. 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 図面 (パンフレット等)
 - (3) 写真
 - (4) その他